

| | |
|------------------|---|
| Title | 会計公準と会計公準論の論点：会計学の基本問題〔V〕(8) |
| Sub Title | Issues on accounting postulates |
| Author | 友岡, 賛(Tomooka, Susumu) |
| Publisher | 慶應義塾大学出版会 |
| Publication year | 2023 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.66, No.1 (2023. 4) ,p.1- 11 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | 会計公準ないし会計公準論をめぐる基本的な論点を再吟味し, また, 会計行為の基本的前提たる公準の意味について思量する。 |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20230400-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計公準と会計公準論の論点

— 会計学の基本問題〔V〕(8) —

友 岡 賛

<要 約>

会計公準ないし会計公準論をめぐる基本的な論点を再吟味し、また、会計行為の基本的前提たる公準の意味について思量する。

<キーワード>

会計期間、会計公準、会計主体論、貨幣価値、貨幣的測定の公準、監査におけるゴーイング・コンサーン問題、企業実体の公準、共通尺度、継続企業の公準、当座企業、倒産、店と奥

会計公準の意味

会計行為の基本的前提について云々する会計公準論にはかなりの史の変遷がみられ、すなわち会計公準は長年にわたってさまざまに論じられ、種々の論者によって種々の公準が挙げられてきているが、ただし、今日にあって一般に認められているものとしては企業実体の公準、継続企業の公準（ないし会計期間の公準）、および貨幣的測定の公準（ないし貨幣的評価の公準等）の三つが挙げられよう。事実、例えば「日本一読まれている財務会計のテキスト」²⁾もこの三つをもって挙げ、これらの意味を表1のように整理しており、すなわち「これらの公準は、元来、会計の記録や計算を成立させるための形式的な前提として提唱されてきたものであるが、経済的な実質を伴った仮定としての意味をも併せもっている」⁴⁾とされ、「元来の形式的意味とそこから導き出さ

<引用について>

原文における（ ）書きや太文字表記や圏点やルビの類いは、原則として、これを省略した。したがって、引用文におけるこの類いのものは、特に断りがない限り、筆者（友岡）による。

また、引用に際して、旧字体は、原則として、これを新字体に改め、促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め、漢数字は多くの場合、算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) 新井清光『会計公準論（増補版）』1978年、第4～7章。

2) 桜井久勝『財務会計講義（第22版）』2021年、帯。

3) 同上、57頁。

4) 同上、57頁。

表1 会計公準の意味

| 会計公準 | 形式的意味 | 実質的意味 |
|----------|----------------------|-----------------------|
| 企業実体の公準 | 会計の計算は、企業実体を対象として行う。 | 企業は出資者から独立した別個の存在である。 |
| 継続企業の公準 | 会計の計算は、期間を区切って行う。 | 企業は倒産しない。 |
| 貨幣的測定の公準 | 会計の計算は、貨幣額を用いて行う。 | 貨幣価値は変化しない。 |

れる実質的意味⁵⁾」がここにまとめられている。

形式的意味と実質的意味の意味および両者の関係がいま一つ分からないが、後出の「往年の定番テキスト」⁶⁾も同様に二通りの意味を挙げている⁷⁾。それはさて置き、しかしながら、果たして企業実体の公準の意味は「出資者から独立した別個の存在」、継続企業の公準の意味は「倒産しない」、貨幣的測定の公準の意味は「変化しない」ということなのだろうか。

なお、叙上の問い掛けは公準における実質的意味の意味に対する疑義をもって含意しているともいえようか。

企業実体の公準の論点

果たして企業実体の公準の意味は「出資者から独立した別個の存在」ということなのだろうか。

この公準に如上の実質的意味を認めるということは、けだし、この公準を会計主体論と重ね合わせて捉えることを意味しようか。

例えば前出の「日本一読まれている」テキストは「企業実体の公準は……企業と出資者の関係を規定する実質的な意味をも含むものとして解釈されることも多い⁸⁾」として会計主体論に言及し、資本主説と企業主体説を紹介の上、現行の会計は出資者から独立した企業実体を対象として行われているが、会計上の判断については資本主説が採られている、と説いており、この件における「が」には留意されようし、また、「往年の定番」のいう実質的意味は「この前提（公準）によれば、会計上のあらゆる判断は、株主、すなわち、資本主の立場からではなくて、企業の立場から行うことが要請される¹⁰⁾」と説明されている。さらにまた、或るテキストは、企業実体の公準は基本的には会計が行われる場を確定する公準ながら、これを会計上の判断主体の確定にも関連する公準とみなす見解もある、として会計主体論に言及し、[資本主説 vs. 企業主体説] の関係を紹

5) 同上, 57頁。

6) 友岡賛『会計学原理』2012年, 15頁。

7) 飯野利夫『財務会計論(改訂版)』1983年, 1-14~1-17頁。

8) 桜井『財務会計講義(第22版)』58頁。

9) 同上, 58頁。

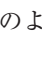
10) 飯野『財務会計論(改訂版)』1-14~1-15頁。

介し、企業主体説が資本主説批判としてもたらされたことを説き、しかし、現行の会計はこれが依然として資本主説に立脚していることを説き、¹¹⁾ 畢竟、この公準をもって「企業という限定された場における出資者持分の管理運用の顛末とりわけ利益の金額を、出資者の観点から報告することを要請した公準」¹²⁾ としており、すなわち、いずれのテキストもこの公準と資本主説の間に齟齬を認めている。

叙上の立場は企業実体の公準と企業主体説を同等視している、といったら過言かもしれないが、この両者を重ね合わせて捉え、この両者間に親和性を認めている、とはいえようか。

ただしまた、しかしながら、企業実体の公準は屢々店と奥の関係ないし店と奥の峻別の問題として説かれ、¹³⁾ けだし、この関係ないし峻別は「資本主説 vs. 企業主体説」の議論とは次元を異にするものといえようか。すなわち、店と奥の峻別と資本主説の間には齟齬はないということである。

他方、「会計主体論における会計主体と、会計の基本前提ないし公準のひとつとしてのビジネス・エンティティ（企業実体）との区別」¹⁴⁾ を説き、これらは「異質の概念であることに注意しなければならない」¹⁵⁾ とする向きがある。

すなわち、この向きにおいて企業実体は「会計の対象または客体を限定するための技術的・形式的な概念」¹⁶⁾ とされ、「これに対して、会計主体の概念は、会計を行うにあたっての立場を問題とするものであって……歴史的な概念であるとともに、会計の実質を規定する概念でもある」¹⁷⁾ とされ、「歴史的・実質的な概念」¹⁸⁾ とされており、ここには「形式的」と「実質的」の峻別がある。ちなみに、筆者とすれば、この向きと同様、企業実体の公準と会計主体論を峻別の上、¹⁹⁾ のように捉えるが、そうした私見の開陳は本稿の仕事ではない。

いずれにしても、如上の企業実体の公準と会計主体論をめぐる論点は会計学ないし会計公準論の建て付けの問題であって、すなわち会計学ないし会計公準論における論点であって、次項以降の継続企業の公準および貨幣的測定²⁰⁾の公準にかかわる論点とは性格を異にするといえようか。

継続企業の公準の論点

果たして継続企業の公準の意味は「倒産しない」ということなのだろうか。

まずはこの公準について「日本一」以外のテキストの類いをサーベイしてみよう。

11) 藤井秀樹『入門財務会計（第2版）』2017年、65～66頁。

12) 同上、66頁。

13) 星野一郎『詳解財務会計論——制度と慣習と政策のルール』2020年、52～54頁。

14) 山榊忠恕、鳥村剛雄『体系財務諸表論 理論篇（改訂版）』1975年、23頁。

15) 同上、67頁。

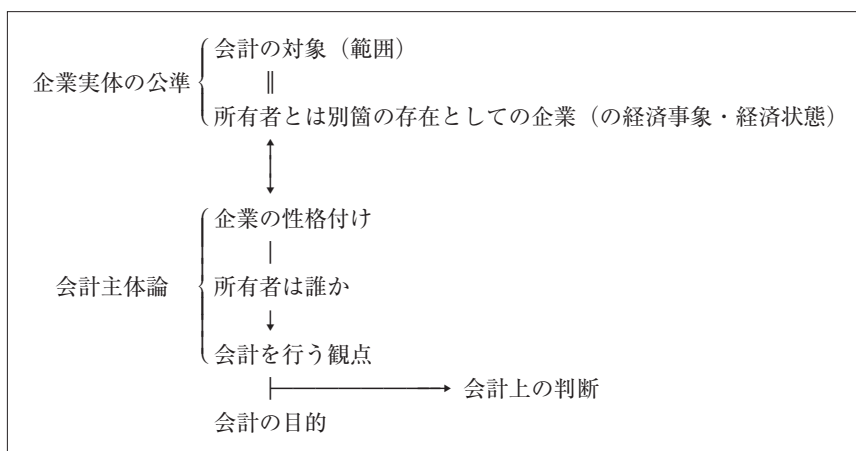
16) 同上、23頁。

17) 同上、24頁。

18) 同上、25頁。

19) 友岡『会計学原理』109～110頁。

図1 企業実体の公準と会計主体論



「今日の会計では、企業を永遠に継続するもの、すなわち、継続企業と仮定し、企業の全存続期間を人為的に定めた一定の会計期間に区切って……」²⁰⁾ (飯野利夫著)。

「継続企業の公準とは、企業の経済活動は半永久的に継続して営まれるという前提である」²¹⁾ (広瀬義州著)。

「継続企業の公準は、会計期間の公準とも呼ばれ、会計の場となる企業が半永久的に存在する継続企業であることを仮定する公準です」²²⁾ (藤井秀樹著)。

「現代の企業は、永久に継続するもの、つまり「ゴーイング・コンサーン」(継続企業)と仮定されている」²³⁾ (伊藤邦雄著)。

「継続企業の公準とは、とくに明確な証拠がないかぎり、企業は未来永劫に継続するものとして、会計処理をおこなうという前提である」²⁴⁾ (星野一郎著)。

あるいは「永遠」とされ、あるいは「半永久的」とされ、あるいは「永久」とされ、あるいは「未来永劫」とされているが、いずれも、ニュアンスは異なるものの、概ね同様の意味だろうか。ちなみに、冒頭に引かれた飯野著はこれが前出の「往年の定番」であって、飯野によれば、「永遠」とされているが、その「永遠」の企業について「全存続期間」という概念が用いられること

20) 飯野『財務会計論(改訂版)』1-15~1-16頁。

21) 広瀬義州『財務会計(第13版)』2015年、24頁。

22) 藤井『入門財務会計(第2版)』69頁。

23) 伊藤邦雄『新・現代会計入門(第4版)』2020年、77頁(()書きは原文)。

24) 星野『詳解財務会計論』73頁。

には些か違和感を覚えなくてもない。

閑話休題。如上の「永遠」の類いは、現実ではなく、「あくまでも会計を行うために仮定された基礎的前提であ²⁵⁾」ることが述べられる。例えば「企業はつねに経営破綻するリスクを抱えています²⁶⁾」(藤井著)とされ、「なかには倒産する企業もある²⁷⁾」(伊藤著)とされ、「現実的な企業経営においては、企業が未来永劫にわたって継続することはそれほど多くはない²⁸⁾」(星野著)とされているが、こうした現実への言及はこれに「しかし」の類いが続く。すなわち「倒産する企業もある。しかし、倒産を予定して活動を行っている企業はない²⁹⁾」とされ、あるいは「未来永劫にわたって継続することはそれほど多くはない。けれども実際の会計処理では、明瞭な証拠がないかぎり、この公準が前提とされている³⁰⁾」とされている。しかしながら、「倒産する企業もある → しかし、倒産を予定して活動を行っている企業はない → (だから) 継続企業を仮定」と「継続する企業は多くない → しかし (けれども)、継続企業を仮定」は行論をもって異にする。

また、「永遠」の類いの言い様はこれを用いることのない次のような解釈もある。

「継続企業の仮定は、企業が清算や倒産をしないことを意味しているわけではありません。経済事象を記録するという会計上の処理を行うにあたって、考慮される将来の期間まで、継続して経済活動が行われていると推定される状況にあることが仮定されているのです³¹⁾」(齋藤真哉著)。

「会計上の処理を行うにあたって、考慮される将来の期間まで」とはいいえて妙という気もする反面、些かトートロジーのような気がしなくもない。それはさて置き、ここでは「推定」という語が用いられているが、筆者とすれば、「予定」という語を用いたい。ただし、予定されている、といったことではなく、予定されていない、といったことであり、継続(ないし永続)が予定されている、といった意味ではなく、「終了というものが予定されていない³²⁾」という意味であって、例えば下記の解釈にも似通ったものが看取される。

「これ(継続企業の公準)は、企業会計の一般的な対象としての企業が、解散や倒産などの事態を予定することなく、あくまでも事業の継続をたてまえにして行われているという前提である³³⁾」(山榎忠恕、寫村剛雄著)。

25) 藤井『入門財務会計(第2版)』70頁。

26) 同上、70頁。

27) 伊藤『新・現代会計入門(第4版)』77頁。

28) 星野『詳解財務会計論』73頁。

29) 伊藤『新・現代会計入門(第4版)』77～78頁。

30) 星野『詳解財務会計論』73～74頁。

31) 齋藤真哉『現代の会計』2020年、25～26頁。

32) 友岡『会計学原理』105頁。

33) 山榎、寫村『体系財務諸表論 理論篇(改訂版)』69頁。

「たてまえにして」の「たてまえ」の意味はこれが些か分かりにくい、「本音と建て前」といった場合における「建て前」ではないだろう。この場合の「建て前」は表向きの考え、表向きの方針といった意味であって、けだし、これはこの文脈には些かそぐわない。原則、原則的な方針といった意味の「建て前」なら、ここにそぐうだろうか。「あくまでも事業の継続を原則にして」ないし「あくまでも事業の継続を原則的な方針にして」ということか。とすれば、継続が原則ないし原則は継続（解散等は例外）といったことか。

それはそうと、公準における「原則」はこれをどのように解すべきか。「今日の企業は原則として継続企業であるから、会計処理は原則として継続企業を前提として行われる」といったことか。あるいは「今日の企業は原則として継続企業であるから、今日の会計処理は継続企業を前提として行われる」といったことか。いずれの解し方も「今日の企業は原則として継続企業である」という件を有し、したがって、例外としての継続企業に非ざる企業の存在はこれを含意しているが、前者は例外的な会計処理の存在を含意し、後者は飽くまでも継続企業を前提とした会計処理について述べている。筆者とすれば、公準は例外を含意するものではないのではないかと考え、したがって、「今日の企業は原則として継続企業であるから、今日の会計処理は継続企業を前提として行われる」と捉えたい。

ただしまた、今日の企業は「事業の継続を原則として行われている」ということと今日の企業は「原則として継続企業である」ということは些か意味を異にする。前者は、企業はすべて継続を原則としている、ということだろうが、他方、後者は、大半の企業は継続企業である、ということであって、別言すれば、前者においては事後的（結果的）にのみ継続企業に非ざる企業が生ずるが、他方、後者においては端から例外としての継続企業に非ざる企業が存することとなる。

ところで、継続企業に非ざる企業とは何か。例えば表1の解釈によれば、[継続企業に非ざる企業＝倒産する企業]ということになろうが、しかし、果たして[継続企業 vs. 倒産する企業]なのだろうか。

筆者とすれば、継続企業とは「終了というものが予定されていない企業」³⁴⁾のことであって、したがって、[継続企業に非ざる企業＝終了というものが予定されている企業]ということとなり、終了というものが予定されている企業は「当座企業」と称することができよう。もっとも「当座とは、その場限り、ということであって、すなわち、当座企業とは、その場限りの企業、である」³⁵⁾とされ、「その場限りの企業」と「終了というものが予定されている企業」は概念的には些か異なるが、後者は「たとえば、〇〇年3月末日まで、とか、この事業プロジェクトが完了するまで、とかいったように予定されている」³⁶⁾企業のことであって、予定されている終了まで、をもって「その場」と捉えることもできようか。

「継続企業」をもって「当座企業」の対概念とする如上の理解によれば、今日の会計は企業の

34) 友岡『会計学原理』105頁。

35) 友岡賛『会計の歴史（改訂版）』2018年、99頁。

36) 友岡『会計学原理』105頁。

終了を予定していない。もしもそうでなければ、(予定されている) 終了を待って、企業の全生涯について会計を行う(例えば全生涯における成果、全生涯における利益を把握する)ということもできようが、終了が予定されていなければ、(予定されていない) 終了を待つことはできず、したがって、企業の営みの流れを時間的に区切ること、すなわち期間を定めることが必要となる。期間を定め、期間について会計を行う(例えば期間における成果、期間における利益を把握する)ということである。この期間のことを「会計期間」といい、したがって、この公準は「会計期間の公準」とも呼ばれるのである。

いま一度、表1の解釈における「継続企業 vs. 倒産する企業」について問えば、けだし、当座企業の場合は(予定されている) 終了を待つことができようが、倒産する企業の場合、倒産は決して待つものではないだろう。

なお、本項において用いられた「今日の」という言い様はこれを「近代(の)」と換言した方が明確かもしれない。本稿の冒頭においては今日にあって一般に認められている公準として三つのもものが挙げられたが、これらのうち、継続企業の公準、すなわち会計期間の公準は、これこそが近代会計の直接的な前提、などともされる。期間を定め、期間について会計を行う、ということは、けだし、これが近代会計の最大の特徴として捉えられる。

今日の企業は一般に継続企業として行われているが、かつての企業はそうではなかった。すなわち、終了が予定されていた。そうした企業は、既述のように、「当座企業」と称され、そうした当座企業から継続企業への移行は会計史上、劃期的な出来事、すなわち期間利益計算の成立をもたらす。

また、近代会計の大きな特徴としてはいま一つ、発生主義というものを挙げることができる(ただし、これは、最大の特徴、ではない。叙上のような、期間について行う、ということがあってこそ、この発生主義はある)。この発生主義は現金主義というものと対比されるものであって、[現金主義 → 発生主義]の移行(発生主義の成立)はこれも会計の歴史において(期間利益計算の成立の次に)劃期的な出来事として捉えられ、この移行はこれをまずは信用経済の発達および固定資産の増加をもたらす。

継続企業が期間をもたらし、期間(利益計算)が発生主義をもたらし、近代会計は期間利益計算と発生主義をもって規定される。³⁷⁾

閑話休題。本項においてはまずは「継続企業 vs. 倒産する企業」が否定され、「継続企業」は「当座企業」の対概念であることが確認されはしたが、ただし、しかしながら、監査におけるゴーイング・コンサーン(継続企業)問題の議論にあっては倒産の類いが俎上に載せられている。

すなわち、この問題の議論にあっては「企業の存続可能性」³⁸⁾、「継続企業としての存続能力」³⁹⁾

37) 同上、105～106頁。

38) 八田進二(編著)『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』2001年、ii頁。

39) 林隆敏『継続企業監査論——ゴーイング・コンサーン問題の研究』2005年、1頁。

「企業の継続的事業担当能力」⁴⁰⁾などといった概念が用いられ、こうした「可能性」ないし「能力」はこれが「ビジネス・リスクの評価」⁴¹⁾の問題として論じられ、この問題はこれが「ゴーイング・コンサーン問題の本質」⁴²⁾とされる。あるいは「ゴーイング・コンサーン問題に関する研究の出発点」は、企業存続が危ぶまれるというリスク・不確実性に対する監査人の役割に求められる⁴³⁾とされ、あるいは「企業の存続能力に対する監査人の評価は、まさに「ビジネス・リスクを評価すること」と言い換えることができる⁴⁴⁾とされ、ビジネス・リスクはこれが例えば「将来において、企業の成長または存続にマイナスの影響を及ぼす事象や状態が生じる可能性」⁴⁵⁾といったように定義されており、以上は、筆者のいうような当座企業ではなく、倒産の類いをもって問題としている。

監査におけるゴーイング・コンサーン問題については「監査人の役割は情報リスクの評価であって、ビジネス・リスクの評価ではないという監査観」⁴⁶⁾をもって監査人によるこの問題への関与を否定する立場があり、すなわち、監査人は会計（情報）の専門家であって経営（ビジネス）の専門家に非ず、という理屈ながら、しかし、他方、公準は会計の前提であって、したがって、会計の前提の確認はこれも監査人の仕事、という理屈をもって「情報リスクの評価」の範疇にゴーイング・コンサーン問題を捉える立場もあるが、いずれにしても、この問題は監査における期待ギャップに端を発した「社会選択の問題」⁴⁷⁾であって、まずは期待ギャップの解消という目的ありき、といった感がなくもない。

また、この期待ギャップについては「職業会計士が現に引き受けている監査人の役割を果たさず、結果として監査に欠陥や重大な不備が存在していることを意味する場合と、社会の人々が監査人に求めている新たな役割に対して職業会計士が応えず、消極的な姿勢をとり続けていることを意味する場合とがある」⁴⁸⁾ともされているが、ただし、後者については「監査に対する世間の期待に誤解ないずれがあることによるギャップ」⁴⁹⁾と捉えることもできよう。しかしながら、こうした捉え方を「消極的」と批判する向きは、期待に応えないプロフェッションはやがて淘汰されてもやむなし、と断ずる⁵⁰⁾。しかしながら、「新たな役割に対して」適材ではない場合にも応えるべきなのか。適材ではない者によって該役割が担われることは畢竟、公益を害なうことになりはしないか。なおまた、「情報リスクの評価」の範疇にゴーイング・コンサーン問題を捉える立場には、「適材ではない者」に非ず、といった含意が看取され、他方、この問題を「ビジネス・リ

40) 亀岡恵理子、福川裕徳、永見尊、鳥羽至英『財務諸表監査』2021年、335頁。

41) 同上、337頁。

42) 同上、337頁。

43) 林『継続企業監査論』38頁。

44) 永見尊『条件付監査意見論』2011年、139頁。

45) 同上、135頁。

46) 亀岡、福川、永見、鳥羽『財務諸表監査』335頁。

47) 同上、336頁。

48) 同上、337頁。

49) 友岡賛『会計学の行く末』2021年、195頁。

50) 同上、195頁。

スクの評価」として捉える立場には、「消極的」に非ず、といった含意が看取されようか。

貨幣的測定の公準の論点

果たして貨幣的測定の公準の意味は「変化しない」ということなのだろうか。

例えば「往年の定番」は「日本一」と同様、「実質的」という言い様を用い、「この公準は、実質的には、貨幣価値が安定しているという前提である⁵¹⁾」としているが、「しかし、貨幣価値が絶えず変動していることは……明らかで……したがって……この公準の実質的前提は、避けることのできない崩壊的要因を含んでいる⁵²⁾」と断じており、また、この公準の「派生的な意味⁵³⁾」として「貨幣価値が一定であることを仮定するということ」を挙げ、しかし、「現実の経済社会では貨幣価値は絶えず変動していますから、この仮定は実務的には、貨幣価値の変動を無視する⁵⁴⁾」ことを意味します」と説く向きもあり、さらにまた、「貨幣的評価の公準において重要な点のひとつは、それが実質的に貨幣価値の安定性を仮定しているということである⁵⁵⁾」としつつ、「より正確に言えば、貨幣価値の変動が一定の範囲内にある⁵⁶⁾」ということを仮定しているのである」と補説する向きもあり、いずれにしても、以上の諸説は「安定」の類いをもってこの公準に含ませている。

他方、「安定」の類いを否定する向きもある。例えば「貨幣的測定⁵⁷⁾の公準は取得原価主義会計または名目資本維持の前提となる貨幣価値一定の公準とは別概念であって、あくまでも貨幣額による測定を意味しているにすぎない」とする向きがあり、あるいは「貨幣価値一定の公準をこれにふくませるばあいがある⁵⁸⁾」が、「しかしながら、貨幣単位が不安定であることは明白な事実である⁵⁹⁾」ため、「貨幣評価の公準に貨幣価値一定の公準をふくませることは、公準自体の現実妥当性を弱めることになる⁶⁰⁾」とする向きがある。後者は前出の「往年の定番」が「崩壊的要因」と断じたものを除こうとしているが、ただし、「現実妥当性」は公準の問題なのだろうか。

ちなみにまた、前者は「取得原価主義会計または名目資本維持の前提となる貨幣価値一定の云々」としており、確かに「取得原価主義を主張する背後には、貨幣価値が安定しているとみる前提（または安定とみることができるといふ前提）⁶¹⁾」がなければならない」といった理解は一般的だ

51) 飯野『財務会計論（改訂版）』1-17頁。

52) 同上、1-17頁。

53) 藤井『入門財務会計（第2版）』71頁。

54) 同上、71頁。

55) 星野『詳解財務会計論』92頁。

56) 同上、92頁。

57) 広瀬『財務会計（第13版）』25頁。

58) 山根、鳶村『体系財務諸表論 理論篇（改訂版）』71頁。

59) 同上、71頁。

60) 同上、71頁。

61) 新井『会計公準論（増補版）』68～69頁（（ ）書きは原文）。

ろうが、ただし、筆者とすれば、貨幣価値安定の前提があって取得原価主義があるのではなく、⁶²⁾「貨幣価値の変動を無視するということ」にこそ、取得原価主義の積極的な意味を認めたい。ただし、これは公準の問題ではない。

なおまた、貨幣的測定の意義については概して「共通する尺度」⁶³⁾、「共通の尺度」⁶⁴⁾、「共通的・一般的尺度」⁶⁵⁾、「共通尺度」⁶⁶⁾、あるいは「公分母」⁶⁷⁾といった捉え方による説明がなされるが、しかし、「この説明は誤り」⁶⁸⁾と断ずる向きもある。「会計の目的に照らした場合、測定単位は貨幣単位でなければならない必然性がある」⁶⁹⁾とするこの向きは、会計は貨幣資本概念を採っており、この概念にもとづけば当然に測定は貨幣単位によることとなる、としている⁷⁰⁾が、しかしながら、果たしてそうだろうか。[貨幣資本維持 vs. 物的資本維持]の選択と貨幣的測定は問題の次元を異にしようし、また、「この説明は誤り」⁶⁸⁾とするこの向きの説明はそれ自体が「共通尺度」の類いに貨幣的測定の意義を認める立場を否定するものではない。

文 献

- 新井清光『会計公準論（増補版）』中央経済社、1978年。
 藤井秀樹『入門財務会計（第2版）』中央経済社、2017年。
 八田進二（編著）『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』中央経済社、2001年。
 林隆敏『継続企業監査論——ゴーイング・コンサーン問題の研究』中央経済社、2005年。
 広瀬義州『財務会計（第13版）』中央経済社、2015年。
 星野一郎『詳解 財務会計論——制度と慣習と政策のルール』同文館出版、2020年。
 飯野利夫『財務会計論（改訂版）』同文館出版、1983年。
 伊藤邦雄『新・現代会計入門（第4版）』日本経済新聞出版社、2020年。
 亀岡恵理子、福川裕徳、永見尊、鳥羽至英『財務諸表監査』国元書房、2021年。
 永見尊『条件付監査意見論』国元書房、2011年。
 齋藤真哉『現代の会計』放送大学教育振興会、2020年。
 桜井久勝『財務会計講義（第22版）』中央経済社、2021年。
 友岡賛『会計学原理』税務経理協会、2012年。
 友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会、2016年。
 友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会、2018年。
 友岡賛『会計の歴史（改訂版）』税務経理協会、2018年。
 友岡賛『日本会計史』慶應義塾大学出版会、2018年。
 友岡賛『会計学の考え方』泉文堂、2018年。
 友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』『企業会計』第71巻第1号、2019年。

62) 友岡賛『会計学の地平』2019年、99頁。

63) 山榊、寫村『体系財務諸表論 理論篇（改訂版）』70頁。

64) 飯野『財務会計論（改訂版）』1-17頁。

65) 広瀬『財務会計（第13版）』25頁。

66) 伊藤『新・現代会計入門（第4版）』77頁。

67) 山榊、寫村『体系財務諸表論 理論篇（改訂版）』70頁。

広瀬『財務会計（第13版）』25頁。

68) 齋藤『現代の会計』27頁。

69) 同上、27頁。

70) 同上、27頁。

- 友岡賛『会計学の地平』泉文堂，2019年。
- 友岡賛「会計ファームはプロフェッショナルに徹するべき」『Best Professional Firm 2020』プレジデント社，2020年。
- 友岡賛「『会計ルール弾力化』の不思議」『旬刊 経理情報』第1610号，2021年。
- 友岡賛『会計学の行く末』泉文堂，2021年。
- 友岡賛「福沢諭吉と複式簿記の伝播」『福澤諭吉年鑑』第48号，2021年。
- 友岡賛「会計記録と貨幣の諸相——会計学の基本問題〔V〕（1）」『三田商学研究』第64巻第6号，2022年。
- 友岡賛「名目勘定の意味——会計学の基本問題〔V〕（2）」『三田商学研究』第65巻第1号，2022年。
- 友岡賛「実現主義という論点——会計学の基本問題〔V〕（3）」『三田商学研究』第65巻第2号，2022年。
- 友岡賛「対応原則と発生主義——会計学の基本問題〔V〕（4）」『三田商学研究』第65巻第3号，2022年。
- 友岡賛「会計と会計学——会計学の基本問題〔V〕（5）」『三田商学研究』第65巻第4号，2022年。
- 友岡賛「会計史の意義」『三田商学研究』第65巻第5号，2022年。
- 友岡賛「保守主義の原則と重要性の原則——会計学の基本問題〔V〕（7）」『三田商学研究』第65巻第6号，2023年。
- 山榭忠恕， 尾村剛雄『体系財務諸表論 理論篇（改訂版）』税務経理協会，1975年。

2022年1月19日成稿